

ランドオペレーターを対象とするファミトリップ 事業企画及び運営管理業務委託 企画提案実施要領

1 業務概要

(1) 目的

本業務は、MICE 訪問者からのニーズが高く当地域の強みでもあるテクニカルビジット（産業視察）やユニークベニュー等を視察するツアーを実施することで、愛知・名古屋のテクニカルビジット、ユニークベニューの知名度向上を図るとともに、愛知・名古屋への更なる MICE 誘致への足がかりとする。

(2) 業務名

ランドオペレーターを対象とするファミトリップ事業企画及び運営管理業務委託

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 委託金額の上限

2,400,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(5) 契約期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 26 日(火)まで

2 応募資格

応募資格者は、MICE 及び産業観光分野において優れた企画力・ノウハウ等を有し、以下（1）又は（2）いずれかの要件を満たすとともに、（3）から（8）の要件全てを満たす法人又はその他団体とする。

- (1) 愛知県会計局が作成した最新の「入札参加資格者名簿」に登録されている者であること。
- (2) 令和 5・6 年度名古屋市競争入札参加資格審査において資格を有すると認定され、登録された者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (4) 愛知県又は名古屋市から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと並びに「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした法人でないこと。
- (8) 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）に定める旅行業の登録を受けている法人・団体であること（旅行業の登録を受けている法人・団体と連携して委託業務を実施することも可とする）。

3 企画提案

企画提案に係る書類は、以下の要領で提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（任意様式、原則 A 4 判縦左綴じ 20 ページまでとする）

※本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することはできないが、業務の一部を再委託する場合は再委託先を実施体制において説明すること。
※複数の法人・団体と連携して委託業務を実施する場合は、実施体制において説明すること。

イ 見積書（任意様式、A4判縦）

※本業務内容の見積金額合計（税抜き）、各項目の内訳を記載して、提出すること。

※本業務に係る全ての経費について、可能な限り具体的に積算根拠を記載すること。

ウ その他資料

※過去に受託した類似業務の実績報告書の写しや、作成したパンフレット等、企画提案を補完するものがあれば、任意で提出すること。

(2) 提出期限

令和6年1月12日（金）正午（必着）（日本時間。以下同じ。）

※持参、郵送又は電子メールにて受け付ける。

※持参又は郵送の場合は、7部（正本1部、副本6部。なお、過去に作成したパンフレット等は正本1部で可とする。）を提出すること。

※持参の場合は、平日午前9時から午後5時（提出期限日は正午）までとする。

※電子メールで提出する場合は、(3)の提出先へ事前に連絡すること。

(3) 提出先

愛知・名古屋 MICE 推進協議会

事務局：（公財）名古屋観光コンベンションビューロー

MICE 部 MICE グループ （担当） 清水、鈴木

【住 所】 〒460-0008

名古屋市中区栄二丁目 10-19 名古屋商工会議所ビル 11 階

【電子メール】 anmice@ncvb.or.jp（オンラインストレージサービスでの提出可）

(4) 質問及び回答

質問は、下記により電子メールでのみ受け付ける。

【タイトル】 ランドオペレーターを対象とするファミトリップ事業企画及び運営管理業務委託 企画提案にかかる質問について

【期 限】 令和5年12月26日（火）正午まで

【あて先】 愛知・名古屋 MICE 推進協議会

事務局：（公財）名古屋観光コンベンションビューロー

MICE 部 MICE グループ （担当） 清水、鈴木

電子メール：anmice@ncvb.or.jp

【回 答】 令和5年12月27日（水）までに、対象者全員へ一斉に電子メールで回答する。

(5) 注意事項

- ・企画提案は、1応募者につき1点とする。
- ・企画提案に要する経費は、提案者の負担とする。
- ・企画提案書の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- ・提出された企画提案書等は返却しない。
- ・採用となった企画提案の著作権は、協議会に帰属する。

4 審査

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、協議会が設置する契約委員会（以下、「契約委員会」という。）において書面審査を行い、最も優れた提案者を受託候補者とする。

(2) 評価基準

契約委員会において、「企画提案書 評価基準」に基づき、総合的な審査を行う。

(3) その他

審査は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせ（7における理由の説明を除く）には応じないものとする。また、異義申し立てについても応じることはできない。

5 審査結果の通知・公表

企画提案書等を提出した全ての提案者に順位と点数を書面で通知するとともに、協議会のウェブサイトにおいて公表する。

掲載 URL <https://aichi-nagoya-mice.jp/> （トピックス）

6 契約

受託候補者は、協議会と契約に向けた調整や手続き等を経た上で、契約を締結する。業務内容は、提出された企画提案書に沿ったものとするが、双方の合意により内容を変更する場合がある。

7 選定者及び非選定者に対する理由の説明

(1) 5の審査結果通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、当該提案者が受託候補者に選定されなかった理由について、書面（任意様式）により説明を求めることができる。受託候補者に選定された者においても、当該提案者が受託候補者に選定された理由について、同様に説明を求めることができる。

(2) 書面の提出について

ア 受付場所

愛知・名古屋 MICE 推進協議会

事務局：（公財）名古屋観光コンベンションビューロー

MICE 部 MICE グループ （担当） 清水、鈴木

【住 所】 〒460-0008

名古屋市中区栄二丁目 10-19 名古屋商工会議所ビル 11 階

イ 受付時間

平日の午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 受付方法

持参

(3) (1) に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。

(4) 書面で回答を行った後においては、再度の説明請求は受付しない。

8 企画提案の辞退

企画提案書等の提出後に辞退する場合は、必ず書面（任意様式）を届け出ること。

9 スケジュール（予定）

令和5年12月20日(水)	企画提案募集 公告
12月26日(火)正午	質問 締め切り
12月27日(水)	質問への回答
令和6年1月12日(金)正午	企画提案書 提出締め切り
1月16日(火)	受託候補者決定
1月 下旬	契約締結
令和6年3月26日(火)	契約期間満了